

認知症普及啓発推進事業実施規程

1 趣旨

この規程は、認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供を行うためには、認知症の早期発見・早期診断を普及することが重要であることから、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症サポート医の協力の下、認知症医療に関する正しい知識の普及を推進することを目的として実施する認知症普及啓発推進事業(以下「事業」という。)の実施に必要な項目を定めるものである。

2 事業所管

事業の所管は保健福祉センター保健予防課とする。

3 対象者

地域住民、認知症の人の家族、介護サービス関係者等を対象とする。

4 事業内容

保健福祉センターは、事業の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について、講演会やシンポジウム等を開催する。なお、事業の企画・立案・開催に当たっては、医師会・認知症サポート医等の協力の下、福祉関係機関、いきいき支援センター、介護サービス関係者等との連携を図るものとする。

- (1) 認知症の早期発見・早期対応に関すること
- (2) 認知症の治療・ケアに関すること
- (3) その他認知症の医療・ケアに関することで地域の実情に応じた内容

5 事業計画及び実施報告

保健福祉センター保健予防課長は、事業を実施する場合には予め事業計画を定め、事業実施日の1か月前までに第1号様式により、高齢福祉課長(以下「課長」という。)に報告するとともに、事業実施日の属する月の翌月15日までに第2号様式及び第3号様式により、課長に実施報告を行うこととする。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行をもって「認知症市民講演会実施規程」(平成21年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規程は平成23年12月13日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。